○外務省告示第百八十七号

平成二十七年五月二十日に東京で、上水道改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がパラオ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　上水道改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　十八億四千三百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年七月三十一日まで
4　署名者
日本側　城内実外務副大臣
パラオ側　ビリー・G・クアルテイ国務大臣

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十八号

平成二十七年六月三日にスバ（フィジー）で、ツバル政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がツバル政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　一億円
3　署名者
日本側　花谷卓治在ツバル大使（フィジーにて兼轄）
ツバル側　エネレ・ソシネ・ソポアンガ首相

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百八十九号

平成二十七年五月三十一日にダッカで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がバングラデシュ人民共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　三億千五百万円
3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　松永健在バングラデシュ臨時代理大使
バングラデシュ側　モハマド・メジバフッディン財務省経済関係局上級次官

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十号

平成二十七年五月二十九日にポートモレスビーで、パプアニューギニア独立国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がパプアニューギニア独立国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　三億円
3　署名者
日本側　松本盛雄在パプアニューギニア大使
パプアニューギニア側　リムビンク・パト外務移民大臣

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十一号

平成二十七年五月二十六日にビエンチャンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億六千百万円
3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　岸野博之在ラオス大使
ラオス側　アルンケオ・キッティクン外務副大臣

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十二号

平成二十七年五月二十六日にビエンチャンで、漁業養殖研究開発強化計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がラオス人民民主共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　漁業養殖研究開発強化計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　七億千四百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　岸野博之在ラオス大使
ラオス側　アルンケオ・キッティクン外務副大臣

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十三号

平成二十七年五月二十六日にホニアラで、ククム幹線道路改善計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　ククム幹線道路改善計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　三十一億八千八百万円
3　贈与の供与期限　平成三十二年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　木宮憲市在ソロモン大使館大使
ソロモン側　マナセ・ダムカナ・ソガバレ首相

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十四号

平成二十七年五月二十八日にウェリントン（ニュージーランド）で、クック諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がクック諸島政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　経済社会開発努力推進に寄与するため、両政府の関係当局が合意する生産物及び役務を購入するための資金の贈与
2　贈与額　一億円
3　署名者
日本側　藤原直在クック諸島臨時代理大使（ニュージーランドにて兼轄）
クック諸島側　テカオティキ・マタポ在ニュージーランドクック諸島高等弁務官

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十五号

平成二十七年六月二日にプノンペンで、人材育成奨学計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入
2　贈与の限度額　二億九千九百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年十二月三十一日まで
4　署名者
日本側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第百九十六号

平成二十七年六月二日にプノンペンで、カンボット上水道拡張計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　カンボット上水道拡張計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入
2　贈与の限度額　二十九億八千五百万円
3　贈与の供与期限　平成三十一年五月三十一日まで
4　署名者
日本側　隈丸優次在カンボジア大使
カンボジア側　ハオ・ナムホン副首相兼外務国際協力大臣

平成二十七年六月十五日

外務大臣　岸田　文雄

○農林水産省告示第千五百十七号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第六十の規定に基づき、ペルーから発送されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のように定め、公布の日から施行する。

平成二十七年六月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　植物
ハス種のアボカドの生果実（成熟したアボカドの生果実を除く。）であること。

二　地域
ペルー植物防疫機関が病害虫防除を行う地区として指定したペルーの地域（以下「指定生産地域」という。）で生産されたものであること。